腐敗行為・贈収賄防止方針

丸石製薬は、企業行動憲章に掲げている「国の内外を問わず、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動する」企業であることを目指しています。その一環として、腐敗行為・贈収賄行為の未然防止により、企業活動を適正に行うことを目的として、「腐敗行為・贈収賄防止方針」（以下、「本方針」）を定めます。

１．適用範囲

本方針は、丸石製薬の役員及び全従業員（嘱託社員及びパートタイマー並びに派遣社員などの外部雇用の者を含む。以下、単に従業員等）に適用されます。

２．遵守事項

丸石製薬は、企業活動を展開するすべての国・地域において適用される腐敗行為・贈収賄防止に関する法令、業界基準及び社内規則を遵守します。

３．禁止行為

丸石製薬は、国内外において、政府関係者、公務員又は公務員に準ずる者に対し、直接的・間接的を問わず、賄賂を供与・申込み・約束することを禁止します。また、いかなる者に対しても、慣習や社会通念上適正と認められない不当な金銭・寄付金・贈答品・接待・その他の財産的利益を提供し、または要求・受領することを禁止します。

４．社内体制

丸石製薬は、従業員等に対し、教育・研修を実施することにより、本方針の周知や禁止行為等に関する啓発を行い、腐敗行為・贈収賄の未然防止・早期発見に取り組みます。また、腐敗行為・贈収賄の未然防止・早期発見のため、本方針に違反する行為又はそのおそれのある行為について、従業員等から相談・通報を受けるための内部通報制度の整備を図ります。

５．違反行為／処分

丸石製薬は、従業員等が本方針に反する行為をした場合には、就業規則等に従って厳正に処分するとともに、再発防止に努めます。

６．取引先等との関係

丸石製薬は、取引先等に対しても本方針の趣旨に従い、腐敗行為・贈収賄を行わないことを求めます。また、本方針の達成のために取引先等に対して、アンケートその他必要な調査を行います。

制定：2024 年 12 月 20 日